

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成29年度 第1回長谷川家文化財専門委員会
2. 開 催 日 時	平成29年10月16日(月) 午後2時00分から午後5時30分
3. 開 催 場 所	松阪市役所地下1階 会議室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市殿町1340番地1 松阪市産業文化部 文化課文化財係 担当者 : 寺嶋・大西 電 話 0598-53-4393 F A X 0598-22-0003 e-mail bun.div@city.matsusaka.mie.jp

### 報告事項

- (1) 前回の協議内容の確認について

### 協議事項

- (1) 保存活用計画について
- (2) その他

### 議事録要約

別紙

平成 29 年度 第 1 回長谷川家文化財専門委員会 議事録（要約）

- 日 時：平成 29 年 10 月 16 日（月） 午後 2 時 00 分～5 時 30 分
- 場 所：松阪市役所地下 1 階 会議室
- 出席委員：菅原洋一委員長、林良彦委員、門暉代司委員、嶋村明彦委員、中島義晴委員
- オブザーバー：文化庁文化財部参事官（建造物担当） 番光  
三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 西村美幸
- 事務局：村林産業文化部長、榊原文化課長  
松葉文化財担当主幹、新田文化財係長、寺嶋文化財係主任  
大西文化財係、中西文化財係
- コンサルタント：(株)継承社

1. 開会

（事務局より開会）

2. あいさつ

（産業文化部長よりあいさつ）

3. 紹介

（事務局より委員会名簿に沿って紹介）

（文化庁文化財部参事官、建造物担当よりあいさつ）

4. 報告事項

(1) 前回の協議内容の確認について【資料 1】

事務局：それでは、これから事項書 4 の報告事項に入らせていただきます。ここからは、松阪市文化財保存活用整備等委員会規則第 6 条第 1 項の規定によりまして、委員長が議長となります。委員長どうぞよろしくお願い致します。

委員長：はい、それでは、この事項書に従いまして進めてまいります。まず報告事項ですが (1) が「前回の協議内容の確認について」これについて事務局からお願いします。

（事務局より説明）

委員長：はい、ありがとうございます。修正を要するところはございましたでしょうか。よろしいですか。そうしますと当然この内容については、今日改めてまた確認するという事になるかと思いますので必要に応じてまた議事録を確認しながら進めていきたいと

思います。そうしますと報告事項、他に何かございませんでしょうか。よろしいですか。そして今現在傍聴の方いらっしゃいますでしょうか。

事務局：ございません。

## 5. 協議事項

### (1) 保存活用計画について【資料2】

#### ○第I章の検討

委員長：それでは協議事項にはいってまいります。協議事項(1)「保存活用計画について」ということで資料2のファイルのものですが、これも適宜区切ってといたしますか、基本的に章ごとに区切って進めていけばいいかと思いますが、ではまず、表紙からI章の部分についてご説明をお願いいたします。

(事務局より説明)

委員長：ではこれについてご意見を頂戴いたします。わたくしからで恐縮なんですけれども、14ページ第2表で施設・区域名として観光交流拠点施設という使い方をされていますけれども、議事録で確認してもこの名称を消せないかという話があります。区域図の中での観光交流拠点施設という言葉自体を残しておく、後に誤解を招く、禍根を生じることになりますので、それはやはり使うべきではないと思います。

事務局：その点につきましてですけれども、観光交流拠点施設や、別館予定地という名称は抜くように作業はしてあるはずなんですけれども何故ここで残したかというところをご説明させていただきます。ここはすでに公開されている既存計画である豪商のまち松阪中心市街地土地利用計画からの抜粋で、この名称が正式な名称として表記されています。その抜粋ですので、この名称を使わざるをえません。そして、その表の中に観光交流施設、別館建設予定地というのがどこを指すのかということを示すものがないということで、下の図の方にも同様の言葉を残しました。

委員長：そういう事情でということであれば、なぜこの言葉が残っているのかという経緯がわかるようにしていただいてその上で残すということにしないとまずいと思います。それで、例えばここで、西が殿町側で東側については魚町側という言い方をしている。だから、この南側については、例えば表通り側というそういう用途と関わらないような名称で報告書としては統一して、その上で、以前からあった計画との関わりでどうしても観光交流拠点施設を明示しなければならないということなら、それがわかるように、なんという計画でそうあって、今はそのとき想定していた土地利用とは違う使い方をするのであるということもわかるようにしていただく必要があると思います。

事務局：はい。ご指摘いただいたように、そのことがわかるようにその経緯がわかるような

表現ということで再修正させていただきます。

委員：豪商のまち松阪中心市街地土地利用計画自体を変更するという風な考え方は現段階ではないですか。

事務局：今のところそういったことはないと思います。今年の5月31日で策定された計画です。

委員：そうすると、その計画の中では現段階でも観光交流拠点施設で、別館建設予定地というのは生きたままの計画になっていると。

事務局：言葉としては、その土地を指す名称としましてはその言葉が使われております。ただし、14ページの表にもありますように用途としては記載の通りの用途が示されています。

委員：名称だけ残っているという理解で間違いないということよろしいですか。

事務局：その土地を示す呼び名という感じで、この土地は観光交流拠点施設の別館建設予定地と呼んでいるということです。

委員長：他にございませんでしょうか。

委員長：第Ⅰ章に入る前に例言があって、旧長谷川家住宅位置図というのがあるんですけども、この報告書でしばしば出てくる主要な施設については、ここに入れ込んでおいた方がいいと思います。市役所であったり、松坂城跡であったりですね。

事務局：わかりました。

委員長：7ページと9ページの図2、3ですね。下を空けておくのであれば、これは1ページまるごと図にしてもいいのではないですか。

事務局：そうすることで、図が大きくなるということですね。

委員：13ページの活用の履歴のところ、フリー公開という言葉が書かれているのですが、ちょっと意味が伝わりにくいのかなと思います。やはりちゃんとした管理のもとで見ていただいているわけですし、フリーという言葉は適切ではない。

委員長：事前予約制ではなくて公開時間帯の間であればいつ来ても良いという意味ですか。

事務局：そういう意味です。それまでの公開の仕方に対しての言葉遣いございました。どういう公開の仕方なのかわかるようにすればよいですね。

委員長：はい。

委員長：細かい話で恐縮ですが、12ページのウでですね、寄贈後の修理工事というのがあるのですが、松阪市は財産を受け入れるので寄贈ではありません。右側13ページでも「寄贈後は」という言葉が出てきていますけど、「市の所有となってからは」という意味の言葉にしてください。

委員長：いかがでしょうか。よろしければ、Ⅱ章に進みます。ではⅡ章についてご説明お願いします。

## ○第Ⅱ章の検討

(事務局より説明)

委員長：はい、ありがとうございます。ではご意見ご質問をお願いいたします。

委員：24・25 ページの配置平面図なんですけども。24 ページにはその他部分、黄色の部分があるんですけども、これは25 ページでいうとちょうど真ん中部分の物入、手洗いの部分、黄色い部分が見当たらないんです。

事務局：そうですね。現状で黄色の部分が塗られているのが魚町側敷地の南北の塀ですね。ここが今黄色に塗られているその他部分ということになっておりまして、そうですね。物入手洗いの部分の表記が抜けておりますね。物入と手洗いで白く、色が抜けてしまっておりますけれども、ここに関しては機能としては物置というのは今でも用途としてある。手洗いもあるということでご議論は確かこれまで委員会であったかと思うんですけども。ということでこの部分は黄色になるかと思うのですが。

委員長：前回の委員会を受けての大きな変更がこの板の間部分ですね。表座敷部と新座敷部の間の板の間。これを保存部分として黄色にすると。ただ基準としてはこうでしたね、という扱いです。これでよろしいですか。

事務局：前回委員会の資料では、黄色のその他部分にしておりましたけれども、今回ピンク色の保存部分という風に修正させていただきました。

委員長：そうですね。

事務局：失礼しました。設定の表の方で、173 ページ辺りなんですけども、物入の設定票になっておりまして、ここでは保全部分とさせていただいております。緑色の。隣の手洗いが黄色のその他部分。

事務局：ご指摘のこの全体図と後につけてございます設定票の色分けがちょっとこうきちっとうまく合っていないところがございますので、基本はこの設定票の方に合わせて24・25 ページの色分けを再度確認したいと思います。黄色のその他部分は先ほどの手洗いというところも黄色のその他部分、175 ページでございますし、そのあと、178 ページ以降、やはりその他部分というところで黄色に設定されております設定票がございますので、これらと24・25 ページの平面図が合うようにちょっと黄色が若干見にくくございますので、もう少しはっきりと表示をしたいという風に思います。

委員：新蔵と西蔵の間に水色があるんですけど。

事務局：水色がございますね。特にあれですね。誤表記ということで。

コンサルタント：ちょっとよろしいですか。先ほどの物入と手洗いの黄色、緑に関してですが、先々会の委員会だったと思いますが、ここに色を付けてみましたところ、次の197 ページ、次の章のところ、対象となる建物以外の建物のところで色が付いて出てくるので、この24・25 ページのところから消した方がよいのではないかというご議論があって、ただし、票は取っておきたいから後ろの方に黄色や緑の対象外の建物は票としては残すけれどこの図には色を抜いたほうがわかりやすいんじゃないかというのでこ

うなった経緯があったと思います。

その流れでいきますと、西蔵と新蔵の間の水路の青はもちろんですが、魚町側の北南の塀に黄色が付いているのも誤表記という流れになります。すみません。したがってこの第7図にはその他部分というものは存在、この中には存在しないのですが、こういうカテゴリは残しておいた方がいいだろうということから、その後出てくる可能性があるのも黄色は残しておこうという話になったかと記憶しています。

事務局：すみません。前々回の議論を踏まえずに先ほど発言してしまいました。

委員長：いかがでしょうか。

委員：第7図と第12図は整合性を取った方がいいでしょうね。これは両方が違ってますよね。

委員長：そうですね。委員がおっしゃるのは、第7図にも黄色、緑を入れるという作業ですか。

委員：どうなのでしょうね。ただ台所のところが第7図は緑ですが、こちらは違いますよね。

委員：保存管理計画の中で建造物の区分をつけるのは基本的に指定部分で、その他の指定以外の建物については環境保全計画でそれぞれつけていくという大前提でいくとすると、第Ⅱ章から10という番号がついて指定外のものについてはいったん取り除くというのが整理としては、いるような気がするんですけど、ただそれをどういう表現にするかという意味でいくと環境保全計画の中にこういう風な部位を入れるということは、基本的にはないですよ。基準を設定するという。取り外したとしてどういう風に扱うか、今書いてもらっているような内容で、どういう風に残していくのかということかな。

委員長：保存建造物が示されるのはずっと後なんですよね。196・197ページになって初めて出てくる。重要文化財を対象としているというのがあるんだけど、やはり色々複雑な構成をしている中で、何をここで扱っていて何を除外しているのかがやはりはっきりしない感じがするんですよ。

委員：第7図で塗ったらおかしい。25ページ。ここで保全建造物と書いてるのは指定建造物。ここだって指定じゃないわけですよ。ここで塗ったらおかしいのでは。

委員：いったんはこちらからは取って、環境保全計画の中の保存建造物か保全建造物かに位置付けた方がいいわけですね。

委員：指定建造物のうちの保存部分、保全部分、その他でしょう。

委員：171ページからずっと書いてあるこの指定外の部分については、例えば196ページ以降のところ、基準とかいう言葉を使わないで内容的に移っていくというかたちなんじゃないかな。

委員：これはこれでいいですが、195ページの後ろに持っていかなければ何のことかわからないということになるでしょうね。

委員長：最初に全体像を示すような情報があつて後で各論に移っていかないとわからない。

何回も前にいったり後ろに行ったりというようなことが出てくるような気がするので。

委員：本計画の構成みたいなのが最初がないと訳がわからない、目次の後ろくらいにかな。

委員：この25ページの図で色を一緒にすると、保全建築物の色と、部分の緑とが被ってしまうことになりますよね。

文化庁：22 ページで保護の方針として指定建造物について保存部分、保全部分、その他部分という定義をして、それから色分けという風になっていまして、その指定外の建造物につきましては、やはりその196 ページでそれぞれを定義してから区別しているということになりますので、例えば全体を示さないとなかなかどこに何が書いてあるかわかりにくいというのであれば、例えばその指定部分と指定以外の部分を反映しているもの、保存建造物、保全建造物とかに区分していることが分かるような図をつけて、それでそれぞれについて、第Ⅱ章の何ページの第何図で区別するというような全体の構えをつけて、それからその指定建造物、あるいは第Ⅲ章では指定外の建造物についてそれぞれ書くという構えがひとつ構成としては考えられるかなと思います。

委員長：そうですね。だから第Ⅱ章の頭のところで、対象としているのは何であるのか、そこで扱わないものはどこで出てくるのかというのがはっきりわかるように、インデックスの図と共にこう示してください。

委員：第Ⅰ章の最後にそういうのを入れてはどうかと。

委員長：計画の概要、とここでいっているわけですね。そうですね。

委員：27 ページから186 ページまで、部分部位の設定票というのはここへ入れなければダメなものです。本文の前後が繋がっていないと見にくいんですね。

文化庁：そうですね。後に後付けしている計画も多ございますので、最後に添付するという形式でもよいかと存じます。

委員：メインがこれになってしまって。全体が見えない。

文化庁：なので目次のところに、最後に設定票を添付していることを明記するか、或いは第Ⅱ章の文中に、個別の設定票は巻末に添付するなど書いて後ろにずらすという体裁でも大丈夫かとは思いますが。

委員長：いかがでしょうか。これについては、これを後ろに持っていくという構成を考えていただけますか。

委員長：187 ページで管理体制がありますよね。それぞれの組織については枠で囲みませんか。2行になっているので、上と下が別個のもののように見えてしまう。松阪市産業文化部文化課で一つの組織なので、そこで囲みをして、真ん中の教委も文化庁も。矢印が一個だったらいいけれど、矢印も二つありますから。

事務局：囲み忘れていた感じですね。申し訳ございません。

事務局：すみません。少し戻って恐縮ですが、先ほどのところを再度留めさせていただいてよろしいでしょうか。第Ⅰ章の終わりあたりに図を入れてというような。

委員長：15 ページですね。15 ページで計画の概要とありますが、計画の構成と概要とかそ

んな感じにして、これもある程度書いてありますが、まず第Ⅱ章で重要文化財建造物を対象にして、第Ⅲ章でそれ以外を対象にしますと。

事務局：という記述をここに書くと。

委員長：そう。そしてここで総括図みたいな、重文の建物はこれですよ、それ以外はこれですよ、というのを入れていただいたらいいんじゃないか。それをやって、個別の部分、部位の設定のところは後に回すと。

事務局：ありがとうございます。

委員：189 ページの第 4 表は下が空いていますからもう少し見やすいようにしてください。

文化庁：189 ページでスケジュール案が出ていますが、②で保存修理工事、実施設計、現状変更、解体、工事を複数年として、1 期を 4 年間と想定して定義みたいにされていますが、これは具体的にそのほかに出てくるところがあまりないので、ちょっとわかりづらい記述かなと思うので、もう少し踏み込んで、それぞれ割り振るかそうでなければあるいはあまりこういうようなことはむしろ書かないか、どちらかの方がいいのかなという風に思いました。いかがでしょうか。

委員長：書かなくていいんじゃないかな。何か書いた時の意図はありますか。

事務局：すみません。どういうサイクルで動いたらいいのか、書いておくと整理がつきやすいかなというところで記入しています。

委員長：メモ的なものですね、将来意識を統一するための。

事務局：具体的には書かない方がよいというのは、1 期 4 年の想定といった部分の記述ということですか。

文化庁：そうですね。1 期 4 年と想定しているというので、具体的にどの範囲を 1 期分として考えて、その 1 期分が一体いくつ積みあがるのかみたいな話はぜんぜん出てきておりませんので、ここだけ 1 期というのが唐突に出てきているかなというのがあります、で、ここ以外で特に使わないのであれば、無理に 1 期という言葉でここで定義しておく必要もないのかなということですが。

事務局：1 期 4 年と想定というところをとるような形で修正します。

委員：1 期 4 年ということは 2 期も考えているということですか。全体像が見えないので。

委員：きっちりと 4 年周期では絶対に進みませんから。

文化庁：むしろ修理工事の計画を立てるとその通りやらなければいけなくなりますし、今度は敷地の配置的にどこから工事をつめていかなければいけないかというような検討事項が出てくると思いますので、期ごとに分けるにしても、4 年できれいに分かれるみたいな感じにはならないと思います。具体的な修理工事の計画を詰められていないのであれば、無理に年数とかまでは書かないでおく方が無難なのかなと思います。

委員：そして多分、解体しないと実施できないので、順番もおかしい。今までの重文の修理工事はこういうサイクルではしていません。

委員長：計画の中に、平成 31 年度の公開のための整備について記述はありましたか。

事務局：第Ⅴ章にございます。

委員長：あまりはっきりした書きぶりではないですけど、暫定的な修理とその後やらなければならない整備がどういう関係にあるのか、極力手戻りはないようにしたいが、やはり手戻りが生じるといったことは書いておくべきではないでしょうか。

事務局：第Ⅳ章でできます。

委員長：第Ⅳ章にありますか。

事務局：失礼しました。31年度の公開までにどのような整備をするかということでしょうか。具体的な表記はしないのですが、15ページの基本方針の中で、30年度に施設の整備という表記を一文入れさせていただいて、平成31年度には一般公開、平成32年度以降に大規模保存修理にかかっていくというようなことをここで表記させていただいております。

委員：設備整備と書いてあるから修理という風にはあまり思われたい。トイレを整備するとか、あるいは防火設備をするとかそんな感じにこれだと読めてしまいますね。

委員：これは重文の保存修理と環境保全計画の中は要するに環境に対する整備があって、あと防災計画と公開活用で、防災設備の設置と、公開活用上に必要な整備を個々に書いていく、というところになると思うので、そうなってくると、一緒のところを書くのはそれを少し大まかめにして、どの部分を先にやるかとか前後関係みたいなことがわかっていただ方がよい。多分19ページで書いているのは本格的な保存修理の方では一旦やらないという話ですよ。だけどその中でも保存修理計画188ページの中で急いでやらないといけない、緊急性の高いというのがもしあるというのであれば、それはこの中に、例えば30、31年度でやるのであれば、そこにその部分は書いておかないといけない。

事務局：修理ということに関しては、今31年度までにするという計画は今のところ立てておりません。

委員：だから例えば防災施設の設置と公開活用のための何らかの整備が先に入りますということであれば、その位置づけを最初のところにきれいに書いた方が優先順位とか順番がわかるかな。あくまでも重文の修理は32年度以降の話ですよ。

委員長：修理とは独立して当面の整備をするということですね。

委員：15ページのところ、そこをもう少し整理をすれば、各計画のどれを先にやるかということがみえるんじゃないかな。

委員：防災と保存修理は同時進行ではないということですか。

委員：別々で。

委員：やはり防災を先行してやることになりますか。

事務局：この平成30年の設備整備の中に自動火災報知設備の工事を考えています。

委員：多分自火報の整備を急がなければならないという事情があったと思います。

事務局：前回は強くご指導もいただいたところでございますし。

委員：公開に先立って自火報だけは安全上の装置として必要だというのであれば。

委員：しかし、必ず手戻りになる。

委員：それは間違いありませんが、話もそういうことになっている。

委員長：手戻りについては、公開を優先する以上は仕方がない。

委員：それと 189 ページの 1 期 4 年間というのがありますが、これは予算を確保するための記述として入れたのですか。

事務局：そうではありません。

委員：ではない。もし予算のためならば例えば保存修理には概ね何年間かかるというのを入れたらどうかと思ひまして。多分それが説明しやすいと思うんですよね。担当課としてはやりますという表記。

委員長：規模が同程度の重文の場合どれくらいかかっているとか、そういうものがあってもいいかもしれない。近くの例で挙げると諸戸で何年やってるとか。

委員：それは入れておいた方がいいと思うんですけどね。

委員：全体としてどれくらいかかりそうかと。

事務局：ここに書いてしまうわけですか。現段階で想定するのが難しい部分を書いてしまうとそれに縛られてしまいそうな気がします。

委員：文化庁に補助金申請するときは概ね何年間でやるかは当然示さなければいけません。それはこれに基づいてやっていきますよということで、やはり何年間で保存修理やるかという目途は上げておいた方がよいと思う。その中で何期にわけるとかは別にして。それは文化庁の補助金の申請もそうだけど、中で予算を確保するため全体でどうするか考えなくてはならない。それはそうした方がいいですね。

事務局：内部説明的には 10 年とか 10 年以上という言葉を使ってはいますけれども。

事務局：何年かかるのかという計画を考えていく部分としまして、189 ページの中でいきますと、保存修理基本計画ですとか、調査工事、今各 2 か年ということも書いておりますけれども、こういった中で計算して、計画として出てくるという風に認識しているんですけれども。

委員：旧小津家住宅の時には 4 年で 3 期工事に分けて当初から出していったから予算が確保しやすかった。来年度はこれくらい要ります。2 期はこれくらい要りますと説明できたんで、逆にその方が予算要求するときには楽だと思うけれど、また検討していただければと思います。

委員：ただ 10 年ということになると総合計画を超えることというのは多分つけにくい、書きにくいところがあるんでしょう、20 年ぐらいの中で。ただ年数が先に決まるわけでもない、というのがありますよね。多分時間が結構かかりそうだとこの条件みたいなものは、公開をかけながら建物を分けながら順次公開していきましようということが想定にあるので結構時間がかかりそうだとこの話になっているので、例えばそこはそこで別の判断があると思いますね、1 年 2 年の間は公開をやめてでも工事を早く動かそうということも場合によっては出てこないとも限らないですね。主屋をどうして

もやることになるのか。

委員：当然、文化庁に補助金申請するときは全体の年次計画を出しますよね。

文化庁：そうですね。おそらくこの先で基本計画から調査工事にかけてその具体を詰めたというふうなお気持ちが事務局にあるかともお察ししますが、書いたらしばられるんじゃないかという恐れについては実際には例えばその調査工事を実施した結果動きました、あるいはその実際の予算の編成とか公開等の計画の実情に合わせてその計画がある程度後ろ倒しになったり、あるいは詰まったりというのは十分想定される範囲だと思いますので、そこまで神経質にならなくてもよいとは思いますが。ただその予算の獲得の範囲で、例えばその基本 5 年期とかを超えるようなことについてはなかなか書きにくい事情があるのであれば、その年数については書かずにおくというのも手かなとも思います。どのような記述が市の情勢に沿っているのかというのを内部で十分ご検討いただいたうえで、書いていただくのがいいかなと思います。

委員：重要文化財修理や整備となると 10 年は軽くなる。

文化庁：普通に公開を考慮に入れなくても、入れずにその主屋から順番にしていってそれと多分同時にその防災の工事もある程度入れるという話になりますと防災の自火報以外のものを入れるという話になりますと 10 年とか、ざっくりでも 10 年よりもっとかかるような感じでもありますし、あとは耐震診断とかそういうのをどこまで入れていくかということになるともっとかかってくるようなこともあるのかなとは思いますが。その辺りについてはこの調査工事と基本計画 2 か年でこれから計画されるというような構えなんではないでしょうか。

事務局：はい。この①番の作業である程度のボリュームが出てくるのかなという感じで。

事務局：ご指摘のとおりかなり大きな規模の工事になるんじゃないかなということがおぼろげにみえています。そうしますと、現段階ではどこを、どれぐらいとなかなか記述できない。調査官がおっしゃったとおりで、防火施設はどれだけのものを入れていくのか、耐震はどれだけどういう想定で入れていくのかという議論が進んでこない、いろんな金額的なこととか期間的なものとか、それから順番ですとか、といったことも、大きな枠組みの中で考えていかないとできないこともありまして、まず計画まで出させていただいて、その後詰めていきたいということでこうなっています。

委員：逆にいつまでにどうしてもやりたい、完了させたいという目標が設定されているのであれば、どういう考え方できちっとやっていきますという考え方もいいかもしれませんね。

文化庁：例えばこの辺りで、具体的な年数とか書かないのであれば、189 ページの①のところで具体的にどういうことを想定しているみたいな、今お話ししていただいた内容で書ける範囲のことを書き添えておいていただくと、ある程度どのようなつもりというのが計画の中に反映されるかなと思います。

事務局：先ほど委員から、こんな形では進まない、ご指摘をいただきました。解体があっ

てから実施へという流れですね。実際の程度が私も見当がつきませんので、一応その保存修理基本計画・調査工事として記述してある部分ですが、調査工事のところが解体調査に該当するかなと思っているのですが。

委員：ある程度は入ってくると思うけど、全部が全部、調査工事で実施設計できるまで調査できるか、調査工事である程度解体するとかということがもちろんあるわけだけど、そこまでいけるかという、やはり当初設計があって、工事が進んだ段階で実施設計をやるというのが普通のやりかたですね。それからいいですか、別に私がこういう事を言う必要はありませんが、旧長谷川家住宅とよく似たタイミングで指定になった他市の物件があり、発注条件に見合う設計屋さんが非常に忙しくて、なかなか来てくれないという事情があるようです。こちらで予定していても実際あたってみたら事情が違ってしまうようなこともあります。一番の原因は熊本の復興とかで人がとられているということですが、どうも今すぐに来てくれる状況にはないということらしいです。

委員長：あと三重県がどういうお付き合いができるかというのがありますね。細々とならできるけれどもというのがありますかね。長期化する要因はいろいろありそうですが、そういう問題があると思います。ここで一回休憩をいたします。

(休憩)

委員長：それでは再開いたします。第Ⅱ章についてご検討いただいているところですが、何かフレッシュしてお考えがありましたらお願いいたします。

委員：187 ページの清掃・整頓に関する事項のところ、除草というのがでてきますが、重文建造物だけでいうと除草が中心に来るのは違和感があるので、表現というか書き方を修正していただいた方がよいかなと。

事務局：除草はいらないですね。

委員：建物の周辺のところがあるかもしれないですけど、メインは建物そのものの点検や管理だと思いますので。

文化庁：除草も関連します。お庭の方の手入れについてはひょっとしたらもう別冊になった方に書かれているのかもしれないですけども、ある程度建物に支障のない範囲で剪定或いは除草をしていただく必要があるのかなと思いますので、一番じゃなくていいですけどもちょっとその最後の方に別項目立てて入れておいていただくのが一番適切かなと思います。

委員長：建物に干渉する樹木の。

文化庁：適切な手入れ、みたいな感じで。実際には名勝に指定されていて樹木を簡単に切ってしまうという事情があるかもしれないので、その辺りについては、例えば史跡の管理の方をみてくださいとかそういうことも少し書いておいた方がいいかもしれません。

委員長：実際には雨樋の確認というのがかなり重要ではないかという気がしますので、職員による日常の清掃とか、雨樋等の確認を明記した方がよい。

文化庁：ある程度こっちが溜まりやすいとか詰まりやすいみたいな箇所があるかもしれませんので、そういうポイントを実際ここに列記するのか、あるいは実施のマニュアルみたいなものをつくるのかどうかは別として、雨樋が健全に機能しているかどうかを確認するような作業はある程度管理の中に組み込んでおかれるとよいと思います。

県教委：少し細かいところで、どこかに書いてもらっているのかもわかりませんが、188ページの修理計画の(1)当面必要な維持修理の措置のところ、平成26年度から28年度にかけての応急的な修理を実施したとあるんですけど、その細かいところはもちろん不要ですが、どういったことをしましたぐらいの簡単な表記があると後で便利かなと思うんですけど。それは出てましたか。

事務局：12ページをご覧ください。(2)ウのところですよ。

県教委：ありがとうございます。

事務局：ここでもう一点なんですけども、せっかく12ページを開いていただきましたので、一番下の平成28年度離れ(茶室部)応急修理工事のあと、これだけでなく、庭園部分も一部修理をしておりますので、それがここにはいるかなと。

委員長：建造物として要りますか？

委員：四阿の構造補強。

事務局：では四阿という表記。

委員：もう少しどこを修理したとか書けませんか。大正座敷なら床が抜けていたのを直したとか。

事務局：もう少し具体的な表現ですね。

委員：あと、187ページの一番下の縁回り及び床下のところの新補材による束の撤去及び取替というのはどのようなことを想定してますか。

事務局：束という意味ではなかったかと思うんですけど、レンガが入っていたりとかですね、そういうような部分もあるということで、そういったものの撤去とかっていうようなことを意識したんですけども。純然たる束という意味ではありません。

委員長：姑息な補強材の撤去とか、そんな感じ。

委員：これそのまま読むと、やはり修理届が必要でないかという感じに。

文化庁：具体的にそのどういうものを想定されているのかというと、それを撤去または取替をどういうタイミングですることを想定されているのかというのをちょっと詳しく書かないと、この表記だけではその全体的に床下の束とかを取り替えられるように見えてしまいます。具体的に想定されている例えば部位ですとか、取替のタイミングがあったらちょっと煩雑になるかもしれませんが細かめに書いていただくのがいいかと思います。それで書いていただいた内容を見て、ひょっとしたら自由に取り替えてはいけないという話が出てくるかもしれませんが、それはまた、書いた上で調整する内容に

なるんじゃないかと思います。

委員長：では先に進んでよろしいでしょうか。では、第Ⅲ章環境保全計画、お願いします。

### ○第Ⅲ章検討

(事務局より説明)

委員長：はい、ありがとうございます。まず193ページですが、ここでまた観光交流拠点施設の表記があり、これはやめたいところですね。だけでも、大手通り地域、とか適当な名前を設定する必要があると思います。その上で分館のところと今ないところ(1)(2)とか、少し。195ページで、環境保全の基本方針とあって、更新や修景の際には史料等に基づいた復原・再現を原則とするが、根拠に乏しい場合は、景観形成基準が定められているので、これに従うものとする、とありますがこれは要らない。というのは、前の192ページに重点地区というのはどういうものか書いてありますけれども、本地区はどうこうと書いてあって、要するに町屋としての想定なんです。ということは、町屋であることを前提にして定められた基準に従うことになってしまいます。町屋側の魚町側の通りは全て重文建造物なので、何もこれに従う必要はなくて、重要文化財としての整備をしていけばいい話ですね。だから問題は、そこで抜けるのは殿町側ですけども、殿町側に何か工作物を設置するときに、この町屋の規則を準用することになりますが、それは違うんだと。だから例えば、この景観計画については、その理念を尊重するというまでの記述でいいと思う。195ページの定義は文化財の価値の維持向上の観点から行うということをしていけばいいと思うし、それからそこの中での整備というのは基本的に現状変更になるわけですよ。だから、現状変更としての協議の中で質を担保していけばいいわけだから、やはりこの景観形成基準に従う必要はないと思います。いかがでしょうか。

別館の設計でも町屋風の建物があそこの場所にどんと提案されてたけども、あれも結局この基準があるから、そうになっているんですね。町屋型の建物しか建てられないことになっていたの、むしろこれはマイナスだと思う。この基準の適用は、全然違うものが出来てしまうので。

委員：この地区の景観重点地区指定の町屋とか武家屋敷風とか全然書いてないんです。例えば材質とか屋根とか色とか。

委員長：武家地としての空間特性に対する対応というのは基準の中に全然ないので、基準がおかしいと思う。だからこれは使っちゃいけないと思うんですよ。

事務局：195ページのこれはコンクリートブロックや波板の鉄板等の工作物についてということで記述しているものです。当然建物については重要文化財に沿った基準でやっていくわけですけども、今現状、コンクリートブロック塀等々が周りがございますので、それについての記述ということなのですが。

委員長：でも特にここで書いてなくてもいいと思う。

事務局：なるほど。はい、わかりました。

委員長：問題ありますか。市が作る計画の中で。あの、理念についてはいいと思うんですけどね。理念についてはこの計画でも共有できるので、理念は尊重しますという。けど実際には文化財としてやっていきます。文化財としてやる方がグレードは高いと思う。環境計画の方が最低基準なんで低い方に合わせる必要はないと思うんですよ。

委員：敢えてこれを入れて、グレードの高いものができるわけではないので。

委員：よろしいでしょうか。191 ページの 1 (1)イ 殿町側敷地の 5 行目、殿町庭園という言葉が出ていて、殿町側の庭園だということだと思うんですけど、殿町庭園という呼び方は、こういう形で決めているわけではないので、書き換えていただいた方がいいんじゃないかなと思います。

事務局：殿町側という表記。

委員：そうですね。

委員長：196 ページ。頭のところに整備区域とあって、これが管理施設、便益施設の設置を想定した区域ということでいろいろな施設のイメージを書いています。こういうのが建つとしてもやはり当面は修理のためのヤードとして確保することになっていますけども、その後もいろいろな修理というのは発生するわけですよ。で、今回想定している修理が終わればこれで修理はいらないということにはならないので、その後長期的にこの場所で修理のために使える余地スペースとしては確保しておく必要があると思います。それは、建物を作れば工事出来ないということではなくて、両方出来るように、このところにいえば修理工事への配慮というのは明示しておいた方がいい。そういう配慮はこういう土地形状である以上、恒久的に必要なだろうと思います。

委員長：196 ページの(2) 建造物保護の方針で、板塀について随分細々と書いてありますが、想定している場所は何かあるんですか。

事務局：197 ページの緑と黄色の物入手洗いの左斜め上の板塀です。

委員長：便所から続いている座敷周りの庭を囲い込む。

事務局：そうですね。現状の使っているトイレからつながっている。

委員長：こう書いておかないと、保護できません。

事務局：指定外ということなので、書いてあるということです。

委員長：あと一か所だけですか、他の板塀というのは。

事務局：他はもう指定であります。板塀。大正座敷を囲う板塀ですけど。

委員長：ちゃんとかこう書いておけばいい。

委員：195 ページの区域の区分のところと、196 ページの建造物の区分というのがありますが、区分するための方針、考え方は書きますが、具体的にどの建物を保存建築物にするかという、特定する部分がかかれていないんですよ。例えば、保存建造物というのはどれのことを指すというのは、ここで具体的に書いて特定した方がいいのか。保存区域も

最終的にどれを保存区域とした、保全区域としたという説明というかその辺はいろいろなものでしょうか。

事務局：第12図に色分けするだけではなく、文章の中に具体的に書き込んでいくということですか。

委員：書き込んだ方がいいのではないかと思います。前のところは重文指定の建物を一つ一つについて説明が入っているので、それでわかると思いますが、その他の建物なので、その他というか重文以外の建物なので、実際にどういう建物が保存、計画区域内にあって、どの範囲を計画区域の中で、例えば保存区域と保全区域と整備区域のそれぞれどういう風に分けましたと結果を書いていった方がいいのではないのでしょうか。

委員：保護の方針のところを書いてありますよ。

委員：方針は書いてありますが、特定していない。

委員：保護の方針のところを手水と板塀と書いてあります。

委員：ああ、そういうことか。

委員：保全区域は物入かな。

委員：区分のところで具体的に書いてもらった方がいいのではないですか。

委員長：あった方がいいような気がするな。

委員：手水と板塀なんだな。

事務局：手水ということと板塀ということをそれぞれ書いておくということですね。4(1)アの1)のところで。

委員：燈籠とかそういうのも入るのかな。

委員：そういうものもあるのかなと思えてきて。

委員：燈籠は建造物ですね。

委員：それぞれに名前をつけておけば今後扱いがしやすいかなと思ったりしますね。

文化庁：燈籠の扱いについては史跡名勝の方である程度定められたりされている感じですか。

事務局：燈籠については、史跡及び名勝の方でというような考えでおります。

委員：そういう混乱があるので、やはり明記していく方がよいと思います。

文化庁：区分のところに保存保全その他の建造物はそれぞれ何を想定しているのかを書き上げていただいて、例えば、燈籠は一般的には指定の区分でいくと建造物の範囲に入りますが、重文指定外であるので、それを名勝のほうで取り扱いは決めているというのであればその旨について追記しておいていただくのが、取り扱いについて、もれなくどこに何が書いてあるのかを把握しやすくなるかなと思います。

図12について史跡の範囲でも整備区域や保全区域になったりしていますが、史跡の扱いとのすり合わせはある程度検討されていますか。まだこれから検討するような感じでしょうか。史跡名勝の方でどういう検討とか委員会とか議論があるのか把握しておりませんので。

事務局：まず、建造物の方の保存活用計画をある程度形にしつつ、史跡及び名勝の方は別途作業を進めていって、短い期間ですけれど、その中ですり合わせをしていくという計画です。

文化庁：史跡の範囲について、建造物の観点からみるとこういう区分けでおよそいいと思いますが、それについて、実際に史跡側とのやり取りがまた今後発生するのですね。

事務局：そうなるかと思えます。

委員：例えば197ページの第12図というのと、史跡名勝の保存管理計画の14・15ページというのを見ると、これが何か対応しているような感じがするんだけど。建造物の方では整備区域となっているところが、史跡名勝では保全部分になって、基準をその部分と書いてあるんですけど。これは説明していただくとどういう整理をしているのかということなんですけど。

事務局：現時点では史跡及び名勝の保存活用計画をみることができる段階ではございません。後ほどご説明させていただこうと思っていたのですが、現状は単純に両計画を切り離しただけの状態の資料になっています。今後この中、今日議論いただいている方に修正を加えていくながら、史跡の計画に手を加えていきます。そこで、問題等を事務局の方で洗い出してもう少し修正を加えたものを、また次回委員会までに資料としてお配りさせていただいてご議論いただく計画です。

委員：こここのところ、鬼門のところだと思いますが、うまく建造物で決めてしまって、それを史跡名勝の方に考え方としてもっていくみたいなことで本当に済むのかどうか。

事務局：それを擦り合わせる機会をもちさせていただきますので。

委員：基本的に今やっているこれをもとにして、そちらを見直すということですね。

事務局：はい、両方の作業になるかと思えます。建造物の方を仮完成という形に近づけたんですけども、それをもって史跡の方の修正を加えていく。その作業をしていく中でどうしても読み込めない、クリアできない問題が出てくる。そうするとまた建造物の方に立ち返って修正を加えなければできないことがでてくる可能性はもちろんあると思います。

委員：今議論しても役に立たないというわけですね。

委員：さきほど言われたように例えば史跡の方の保存区域、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限るという記述があって、例えば大蔵の前、177ページの右下の壁の部分の写真で、その下の地面の部分、浄化槽になっている。これは当然整備の時には、下水との切り替えになるでしょうから、浄化槽は撤去されると思います。そうするとこれはだめということになってくるので、その辺どうですか。下水道との切り替えというのはやっていきますよね。

事務局：すみません、もう一度。

委員：177ページの右下の写真。その下に浄化槽がありますね。多分、下水道の切り替えがやってくるでしょうから、撤去になってくる。

事務局：史跡の保護と掘削に齟齬が生じるということですか。

委員：ちょっとその防災上必要な場合に限って土地の形質の変更は許されるというのは、これなんかは防災ではないだろうし。

委員長：第Ⅲ章について他にございますか。では、次第Ⅳ章に進みますが、防災計画について、ご説明をお願いします。

#### ○第Ⅳ章の検討

(事務局より説明)

委員長：消防とは何か調整なさっていますか。

事務局：防火設備に関して協議を重ねてきました。市指定の段階から消防との協議は進めてきているところで、自動火災報知機に関してのご指導を消防の方からも受けているところです。消防とは、保存活用計画を作っている段階で、その中に自動火災報知機は計画後ただちに設置するという書き方を行う、それはただちに使う、というような調整をとらせていただいております、そのような内容で意思疎通と言いますか、協議をしている段階にあります。

委員長：31年度の公開の段階では火災報知機を備えていればいいと。

事務局：消防法での縛りですから、消防としてはそういう指導ですね。

文化庁：消防からは自動火災報知機とあとは、消火器については特に指導がなかったですか。

事務局：消火器については、すでに必要本数は揃えておりますので、そのことについて、現在追加で指導されていることはございません。

文化庁：多分消火設備について、平成31年までにおそらく消火器等は必要になるかと思えます。それについてはどこかに記述がありましたか、なかったらどこかに書いておいていただいた方がいいのかなと思いました。多分消防法で義務が発生するのは今の用途だとそこまでか、公開の面積によってはまた変わってくるかもしれないんですけど。その後、大規模な修理をして、計画を見直す際にはそういうことも視野に入ってくるのかなとは思っています。

事務局：消火器が設置済みであることは200ページのウのところでも触れています。

文化庁：はい。ありがとうございます。

委員：201ページの下のところでも火気等の管理、原則的に火の使用を禁止するというんですけども、そのあとで利活用の案がでてきますけども、例えば、離れ座敷、茶室を貸館として貸し出すような計画になっていますよね。そうしますと、炉は使わせないということでもよろしいでしょうか。

事務局：ここでは裸火という表現で原則的に禁止するという表現にさせていただいていますが、例えば電熱器の使用は想定しています。

委員：おそらく、お茶会をやられるときは電熱ではなく茶釜を置きたいということになりま

せんか。

事務局：その辺の取り扱いは、いろいろな具体的な例が出てきておりますので、その都度判断しているような状態なんですけど、少し検討したいとは思っています。

事務局：例えば離れということで行きますと、離れの茶室部は修理も応急修理も実施していないので、使用することはできないと思います。この計画があくまで保存整備修理、大きな大規模な修理が完了するまでの計画となっていますので、改めて改定していく折には、整備の段階で裸火の扱いも検討・計画して明記していくという流れになると思います。

委員：今月に開かれる淡交会の東海大会で使わないんですか。

事務局：離れの茶室部は、畳もないところで使えませんので。

委員：大正座敷だけですか。

委員：電熱でするんですか。

事務局：大正座敷で炉を使います。

文化庁：お茶関係のイベントとか利活用を想定するとどうしても炉というのが出てくると思いますので、そのもちろん離れの茶室部の扱いはありますが、そういう移動型の炉とかそういうものの扱いも求められると思いますので、実際的には全く使わないのは文化財の防火にとってが一番いいですが、例えばイベントで使いたい場合はどのようなソフト的な対策をとるであるとか書いておいていただいた方が、現状の活用には即していく可能性が高いのかなと思います。実際にそれを本当にここで許容してしまうか否かということもまた議論が必要かもしれませんが、実際に全く使わないというようなことを想定した活用はなかなか難しいということであれば、まずどのようなソフト的な体制、あるいは実際に想定される使用場所とか、具体的に書き込んでいただいて、それを委員会で改めて検討したうえで、この範囲だったら活用の範囲内で、或いは安全はある程度担保されるような体制であるからというような形で計画に入れ込むというのが考えられると思いますが、いかがでしょうか。禁止できれば文化財にとっては高い基準で安全が担保されると思いますが、今後の活用の具体的なイメージがおありであれば、イベントで使用する火気と安全をどのように両立するのかという案をきっちりお示しいただき、委員会で改めて許容できる計画であるのかそうでないのかというのを判断するのがよいのかなと思います。

委員長：火気の使用はお茶会の他に何か想定されるものはありますか、餅つきとか。

事務局：現状において文化財施設内での火気の使用、使えるか使えないかで制限するのは消防法だけです。ですので、今、委員が言われたような淡交会の東海大会につきましても消防へ届出を提出し受理されたと聞いています。市側でそれを制限しようと思うと、条例ないし規則を制定するしかありませんが、まだ設置条例すらない状況です。ですので、これもまた今後、今のこの委員会でも、どの部分でどういう制限をしていくのかを合わせて条例化の方も進めていきたいとは考えています。どうしても条例よりも先にこち

らの計画が出来上がってしまいますので、これに合わせて条例化を進めていくような部分も今後出てくるとは思います。

委員：他で火気の使用をしているところもありますし、よいと思います。

文化庁：可能だと思います。実際その計画に火を使いますというのを入れ込む場合にやはり対策は考えてますというのを必ず対案としていれておいていただくと、考え方としてはすごくわかりやすいかなと思いますので、ちょっとその辺りを具体的に想定される火気の使用とそれに対する対策、主に人的或いはソフト的な面が中心になってくるかと思うのですが、そういうような管理体制について併記していただいた上で、計画の中に入れ込んでおくと、今後そのような実際に運営の中でどういう風に使うかとかかそういうようなところが明記されていくかと思しますので、まったく想定されていない、禁止するという方向をお考えでないのであれば、そういうようなことを一回検討していただいた上で、計画の中に入れ込む形がいいのかなと思います。どのあたりまで条例に反映させるというところはまたやりとりが出てくるかもしれませんが、ひとまず文化財の防火、防災というものと活用を擦り合わせる場所として、長谷川家についてはこういう風に考えるというのを一回示しておくということはどうでしょうか。

委員長：長谷川家の年間通じての使用で、本来火を使うというのがあると思います。僕が聞いたのは、お飾りの鯛を焼くという行為。半日かけて焼くというのがあるので、そういうものを拾い出して行って、基本的には火のそばに人がいる状況であれば、十分安全性は確保できるように思います。どういう状況が火気の使用として想定できて、それに対応可能なのか、だめなのかというのを全部チェックしてみればよいのではないですかね。

文化庁：はい、そうです。それはいいかと思えます。

委員長：それで管理者が直に使う場合と、貸す場合とで状況が違うでしょうし。

委員：せっかくこれだけの施設がありますので、本式のお茶会がやればよいなど。

委員：こんな立派な竈があるわけですから、あれを利用したイベントみたいなのが当然考えられると思います。宝の持ち腐れみたいになりますよ。

文化庁：あとは、この平成 31 年度までというようなこの計画の前提もございますので、その大きい竈をつかったイベントを急に動かすようなことをなかなか想定されないのであれば、そこは今回そこまで入れ込まなくても次の改定時に入れるとかでいいと思います。ただその文化財の火災の原因の大きいものの一つに、放火とやはり人為的な失火というのも出てきておりますので、使うのであればやはり対策していることをきちんと計画に入れておいていただけるとこちらもいいかなと思います。

委員長：言葉の使い方ですが、203 ページの表 5 で火事をどうやって見つけるかで、有人の場合で、「人為的」とはどういう意味ですか。いい言葉をお考えいただければというのと、それから次の防犯計画で、防犯で想定しているのは、盗難等となっていますが、今

だと文化財のき損ということを考えておかなければいけないと思います。盗難とき損では、対応の体制が少し違うのかもしれないので、どうすればよいのかわからない。ともかく明示はしておいた方が、後のためにはいいと思います。

委員：202 ページの当該建造物で火災が発生した場合の対応のところ、私の認識の間違いかもしれませんが、「消防隊が到着した後は、消防隊に現場の状況を報告して、被害状況を把握し、文化財建造物とその部材の保護に努める」、というより「その前の段階で被害の拡大を防止するための措置」そういうものが入るのではないかということと、「被害状況を把握して、部材の保護に努めるとか、主要構造部の破損に対して補強等を行う」というのは、火災鎮火後の話ではなかったかと思うのですが、どうだったかなど。ずっと消火活動中のような感じでみえるので。手引きに書いてあったのは消火活動中とその後の対処と別々に分けて書いてあったように思ったものですから、そこをご確認いただいたほうがいいかな。それと、これはここに書くかどうかという話ですけど、多分実際使い始めると、古文書類とかいろいろ中に一杯物が入ってくる状況ができますし、それから、そういう古文書類自体も非常持ち出しができる量では現実的にはないので、消防とですね、もうちょっと具体的にどのように消火活動をするかについては、協議なり消火活動のマニュアルなり、マニュアルとまでは無理だと思いますが、考え方みたいなものを整理して情報を共有しておいた方が、どこにはどういうものが入っているとかですね、そういうことを整理しておいた方がいいかなと思います。基本的に消防は火事になると火を消すのに集中されますので、どこから壊してどう入っていくかまで、そういうことまで多分現場の中ではもう即座に判断されるので、その時に、後でこれが壊されちゃってあれがどうだったとか、まあただそこを躊躇してまた火が広がったとかっていうわけにもいかないの、そういう風なことは少し事前に相談をかけておいた方がいいのかなと思います。

委員長：IV章で他にいかがでしょうか。はい。それではV章活用計画、お願いいたします。

## ○第V章の検討

(事務局より説明)

委員長：はいありがとうございました。ではご意見ご質問をお願いいたします。

委員：平成31年4月に全面公開となれば当然そのトイレの話が出てくると思いますが、修理等があるのでトイレは後にするというのはいいいですが、やはり仮設トイレぐらい設置する必要はあるのではないですか。

事務局：トイレに関しましてですが、先ほど申し上げましたとおり、第15図で申しますと公開活用区域Cにトイレを作れないかということで検討しているところでございます。

委員：主屋の後ろのトイレはまだ生きているんでしょう。

事務局：建物に付随したトイレ、はい。現状もみんな使っております。

委員：そこだけで対応できますか。

事務局：施設公開用となりますと、なかなか難しいと思います。

委員：結構、団体見学が多いんですよ。年間を通して。

委員：男女1室ずつでしたか。

事務局：扉が1枚あって、入ると小便器があり、左右に大便器2室にわかれます。つまり男性が用を足してると女性が入れない状態ですね。

文化庁：公開活用区域Cでトイレを整備されるということですが、それが仮設か本設かわからないのですが、おそらく、この区域というのは、修理工事を行う際には作業用地として見込まれるところになってしまいます。そうなるといういろいろな難しいことも出てくるのかなと思いますので、ある程度具体的に部分的な公開をしていくという希望があれば、その辺りについては課題がでてくるのかなと思います。それを本計画にどこまで入れ込む必要があるのかというのは別ですが、そのようなことはあるのかなと思います。

事務局：これにつきましては、方針のようなものをお示しさせていただいて、具体的に計画をつめていきたいと考えます。ご指摘のように将来的に大規模工事との絡みが出てまいりますので、それとの支障にならないような場所ですとか、兼ね合いを考えた上で場所や大きさ等を決めたいと思います。

委員：それと、茶庭の方の離れ座敷が貸館として使うということですが、すでに茶室の方は屋根の葺き替えというか、屋根を修理していただいて、接続部分の雨漏りも直していただきましたよね。どうせなら、この茶室と離れを一体的に使えるようにしてもらったらどうですか。せっかくの茶室があるので。雨漏り全部直したでしょう、あと畳を敷けば使えるようになるのではないですか。

事務局：不陸が大きいという所見はいただいています。損傷の程度は座敷部分よりも大きいという調査結果をいただいております、まだ茶室の中はご存知のように全く手つかずの状態です。壁も含めまして。

委員：全面公開になると、茶室とか有効に使えるといいなと。

委員：大座敷の奥の茶室も公開しない。

事務局：そうですね。

委員：少し傷んでますから。

事務局：はい、傷んでます。一般公開では、現状可能な限りの一般公開というような位置づけの中でこういった公開範囲を設定しているということです。

委員：あのような小間の茶室は、傷みやすいから。

委員：表座敷と新座敷の方も蔵も公開エリアに入っていないし、全くの白紙状態で、この辺を使っていかないと建物も傷むので、有効に使えないかなと思いますが。公開するにあたって。特にその新座敷の傷みはかなりありますね。

事務局：なかなかその使うということまでは想定はしてないですが、各蔵にはスタッフが清掃等にも入りますし、日常点検も行いますので、そういったことで最低限は人が入って

いくというようなことで管理に努めていきたいと思えます。

委員長：当面の公開活用についてはこの程度に書いておいて、また具体的な検討がいろいろありますが、それはこの委員会ではなくて、別の場で検討してもらおうのですか。

事務局：最後に申し上げようと思っていたのですけれども、平成31年の公開に向けて、やはり少し整理をしなければいけない部分とか、先ほどトイレというお話もありましたけれども、そういったことも必要になってきます。ただ一方ではスケジュールもなかなかタイトになっていますので、すべて委員会で議論いただくというのは困難と思われ、個別に委員の皆さんにご相談させていただき進めていきたいと考えています。

委員：結構きついですね。月にどれくらい入館者がありますか。

事務局：一日平均200人くらいで。多いときは500人。

委員：開館日あたりですか。

事務局：1日あたりで。

事務局：外部のイベントによっては、かなり大勢の方が。

委員：これでルールを決めないと、団体の旅行の方の申し込みも増えてくるでしょうね。

委員長：ではよろしいでしょうか。ではVI章お願いします。

文化庁：少しだけいいですか、確認ですが。この活用計画の1の公開その他にかかる基本方針というのは、平成31年度だけではなくて、全体的な修理が終わったあとも基本的にはこういうような方針という、それで2の公開計画のところで、具体的に31年度にオープンする内容で、3の整備基本計画で大規模な修理の整備事項というのが、その後の大規模な修理が終わったときにオープンするときにはこういう風な整備をしたいというような構えになっているという理解でよろしいでしょうか。

事務局：3はそうですね。整備終了後に、修理に合わせて検討していきたい内容が3で書いてございます。2に関しましては、31年度の公開の姿を書かせていただいているものです。基本方針に関しましては。

文化庁：ちょっとまだ明瞭ではなくて、どちらかというと31年で考えているみたいな形ですかね。可能であれば、31年度、大規模な修理が終わった後にこういう整備をしたいというような内容が書いてあって、それがどういう基本的な方針に基づいている整備なのかを示されていないと、その整備の計画だけ書いてあったら宙ぶらりんになります。実質的には1の基本方針を両方に読み込んでも差支えはないのかとは思いますが、その辺りで支障があるところがあるかどうかを精査いただいた上で、もし、組み立てがそれで構わないというのであれば、そういうような書きぶりを加えていただきますと、1で全体として長谷川家はこういう文化財的な公開を基本とする、平成31年の計画は2で扱う、大規模修理が終わったときに整備したい内容は3で扱う、というような構えにしていただくと修理の計画を立てるときに、修理が終わった後の整備はどうするんだというゴールが必ず話題で出てくると思いますが、それにも援用していくことができる内容になるかなと思いますので、もちろん検討してまた変更することがあ

るかもしれないですけど現時点でのイメージがそうであれば、ある程度そういう組み立てで書いておいていただくのもいいかなとは思いました。そういうような縛りを設けると苦しいんじゃないかというご意見がもし委員の先生からあれば、またちょっとその辺りは相談かなと思いますが、いかがでしょうか。例えば用途を大きく変換して施設が必要なことを長谷川家ではあまり現時点で想定していないのであれば、1の基本方針、文化財として現状の姿を維持して皆さんに公開する。それで例えば展示の内容ですとか、トイレとかそういう整備によってそれを助けていくという構えをここでもててるといのであれば、そういう風な書きぶりにおいていただく方がいいのかなと思いました。以上です。

委員長：いかがでしょうか。拡張しても問題はないように思いますが。

この公開活用の基本方針のベースになるのは、15 ページに基本方針というのがあって、これが全体の活用の目的、方針ですよ。これを逸脱するような内容は特にないからいいんじゃないですかね。

はい。ではVI章にすすんでよろしいでしょうか。ではVI章の説明をお願いします。

#### ○第VI章の検討

(事務局より説明)

委員長：はい。ありがとうございます。

委員：217 ページの現状変更のところに、最後から2行目に軽微な小修理または災害による損傷及び被害の拡大を防ぐための応急措置は現状変更には該当しない、と書いてあります。これは重大な大修理も現状変更には該当しません。軽微かそうでないかは関係ないので。すべての修理はそのままの状態に変更はしないので、解体修理も現状変更として扱わない。

委員長：これでいうと「軽微な小」というのは削除しないといけない。

委員：そうですね。

委員：187 ページのところに、届出を要しない行為というのを書くことになっていることについて、修理届を要しないというのがどういう風に規定されているのですか。何に基づいて修理届を要しないのか。保存活用計画を策定済みでそれに明記されているものという位置づけでしたか。ちょっと不明確。

文化庁：私が見失っているのですが、どこですか。

委員：遡って187 ページのところに。建造物の維持管理のところ、修理届を要しないという行為を維持管理の中で書いてますよね。小規模な修繕等管理のための行為つというのを内容的に書いてますね。この論調のところは、届出、諸手続きの中で、基本的には現状変更があって、修理については基本的にすべて届出を要しますとあって。

文化庁：修理については届出を要すると書いてあるのはどちらになりますか。

委員：修理の着手というところで 216 ページの第 6 表の一番下のところです。修理の着手については、基本的には現状変更に関わるものを除いてすべて修理届が必要ですよと書いてある。そうなってくると 187 ページに書いている修理届を要しないものというのは、どこのどういう位置づけの中で要しないとなっているのか。

文化庁：おそらくですけども、修理の中でも軽微なものについては、主要な構造部材に関わらない。軽微なものについては、修理届を出さずに、現状では修理指導部門に問い合わせをしてもらって、どうぞとっている部分があるかと思いますが、その部分について、保存活用計画にその程度のことなら修理部門がどうぞと普段いっているような行為について、あらかじめ列挙しておいて、この部分については修理届がなくても大丈夫だというような共通認識をこの活用計画で、所有者と県と文化庁が共通認識を持っておくという図式だと思います。

委員：ということは、187 ページのところの修理届を要しない小規模な修理等管理というのは、この保存管理計画に明記をすることによって、修理届を要さなくなるということですね。

文化庁：はい。ですので、ここに書いていない行為で迷うことについては、やはり修理部門に問い合わせてもらって、いるかいないかの選別をする。それをなるべく少なくしようというのが、保存活用計画の意図でございます。

委員：確認だけです。

委員長：ありがとうございます。ほかにございませんか。もう全体で結構だと思います。

委員：史跡名勝との関係で別冊にするということになったので、この計画とは別にそれがあるんだということをこの計画の中に書いておいた方がいいと思います。書くとしたら 14、15 ページの計画の概要のどこかだと思います。そこに定めていて、そちらの計画にも従う必要があると。あと、例言にも書いておいた方がわかりやすいかと。

委員長：私もそう思います。それでですね。その建造物と名勝が、本来一体のものであることは書いた方がいいと思う。計画としては 2 本になるけれども、両方相まって一つの価値を構成しているということですよ。それぞれが相互に矛盾することであってはならないし。相互補完の関係であると。それから最初に、これで書くところがないなと思って見ていたのですが、最初の序文でもいいし、計画の位置づけみたいな委員がおっしゃったようなところであってもいいんですけども、両方あってそれで一つなんだということを書いた方がいいと思います。他にはよろしいでしょうか。今日の検討を基にして更に整理をしていくと、次回の委員会でそれを基にしたもので審査をする、ということですね。ではよろしく願いいたします。それでもう一つ、史跡名勝の方の保存管理計画がございますけれども、これについて、ご説明お願いいたします。

事務局：5 の協議事項はいったんここで終わっていただく形でよろしいでしょうか。

委員長：はい。では協議事項はこれで終了して、6 のその他。説明お願いいたします。

## 6. その他

(事務局より説明)

委員長：はい。ありがとうございます。そうすると次回、第2回の委員会で建造物は一応格好になっているけれども、史跡名勝とのすり合わせでまだ少し調整の部分が残っているので、それは3回目で完成させる。

事務局：さようでございます。

委員長：史跡名勝の計画、今ありますけれども、これからどんどん手が加わっていく、そういう段階のものだということですね。

事務局：今お配りしたものはあくまで現状の案でして、ここから変わってくることもあると思います。

委員長：はい。わかりました。これでその他ですが、何か委員の皆様からございましたら。

事務局：長時間にわたりまして、ご意見いただきましてありがとうございます。その他の事項で皆様にお話させていただきたいことは、当委員会のことでございます。まだ第1回目ということで気が早いかもしれませんが、この専門委員会につきましては、平成25年11月からご議論をいただいております。長谷川邸の保存活用計画の策定ということを中心に進めてまいりました。ようやく、今年度の目途が皆様のおかげでついてきたというようなこともありまして、いったん今年度でこの長谷川家文化財専門委員会は区切りをつけさせていただきたいと思っております。しかしながら、今後の整備とか活用につきましては、引き続きご意見等頂戴しなければいけませんので、また新たに委員会を組織したいと考えております。新委員会立ち上げは、新年度早々という風にはならないかもしれませんが、今後も委員の皆様にお力添えをいただきたいと考えておりますので、事務局の勝手なお願いごとでございますけれども、引き続き、ご協力いただきたいと思っております。以上でございます。

委員長：はい。ありがとうございます。

事務局：それともう一点、よろしいですか。また、先ほども少し触れましたけれども、平成31年度の一般公開に向けまして、必要な整備がいくつかがございまして、スケジュールもなかなかタイトなことから、時期をとらえまして、委員の皆様にご相談させていただきたいと思っております。建物のこと、庭園のことといったそれぞれの専門の委員の皆様とご相談させていただき、個別にご依頼をさせていただき、そういった方法で進めまして、適宜委員会に報告させていただき、そういった形で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長：はい。ありがとうございます。委員の皆様何かございますか。

委員：史跡名勝保存管理計画ですが、史跡等の整備、手引きというのがあって、そこに詳しくどういう計画をつくればよいか書いてありますが、2年位前に文化庁記念物課からマネジメント報告書というものが出されていまして、文化庁の方でダウンロードできます

が、それに活用、新しい少し項目だてが保存活用計画というふうに変えたということと、あと、それに応じて項目立てもかわって新しいものが提示されていますので、それを参考にすればいいと思います。

委員長：はい。ありがとうございます。何かございませんか。

文化庁：そうですね。平成 31 年度公開に関する整備とそれに伴う自動火災報知機の設置について、もし事業を補助事業だとお考えであれば、ちょっと具体的に内容を詰めていく作業が早々に必要になってくるかと思いますので、適宜早めにご相談いただいて、委員の先生にお諮りする時間を設けられるようなスケジュールリングで進められればいいかなと思います。よろしく願いいたします。

県教委：今日は史跡担当が参加できませんでしたが、今後、両方のすり合わせが大切になってきますので、そういう意味で松阪市と相談しながらしっかり進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

委員長：はい。そうですね。次回からこの委員会がある時には建造物と史跡担当と両方ご出席いただきますようお願いいたします。それではよろしいでしょうか。どうも長時間にわたりまして議論いただきましてありがとうございます。

事務局：皆さま、本日は大変お忙しい中、どうもありがとうございました。これもちまして平成 29 年度第 1 回長谷川家文化財専門委員会を終了させていただきます。どうも、ありがとうございました。